

通学定期乗車券の購入について

○新規購入される方

- ・通学証明書
 - ・通学定期乗車券購入兼用証明書
- ◎いずれか1点の「証明書」が必要となります

□次の項目に該当する場合も新規購入の取扱いとなります

- ①在学生の進級時であっても、お持ちの通学定期乗車券のご呈示がない場合
- ②お持ちの通学定期乗車券が有効期間終了日から2箇月をこえる場合
- ③お持ちの通学定期乗車券の区間または経路を変更する場合
- ④中学校から高等学校へ、高等学校から大学へ、大学から大学院へ進学する場合

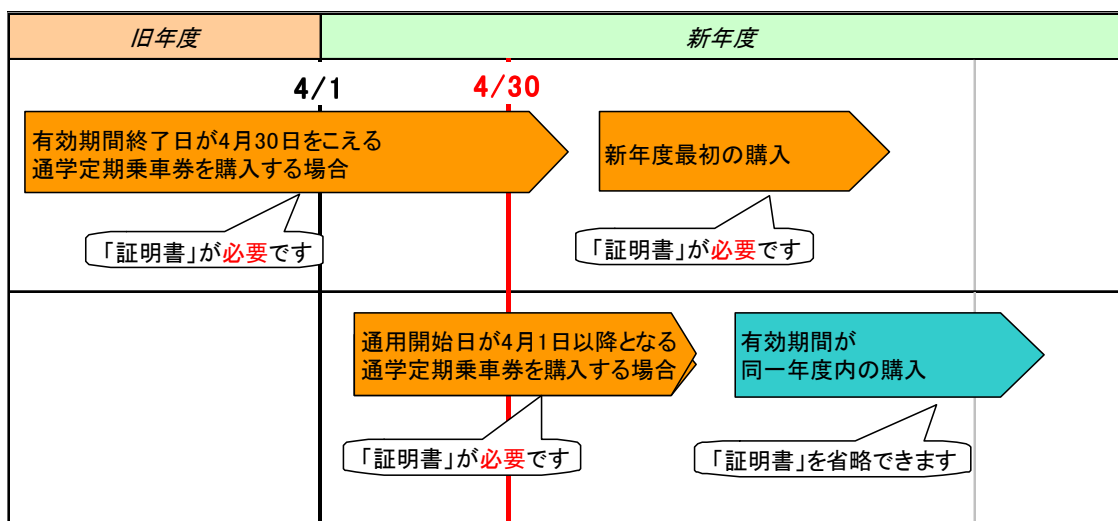
○継続購入される方（2018年3月～）

- ・通学証明書
 - ・通学定期乗車券購入兼用証明書
 - ・学生証等（※）
- ◎いずれか1点の「証明書」が必要となります

（※）「学生証等」とは、学生証、生徒手帳等で有効期限の記載があり、在学確認ができるものを言います

□次の項目にすべて該当する場合は継続購入の取扱いとなります

- ①お持ちの通学定期乗車券をご呈示いただき、同一の区間・経路で購入する場合
- ②お持ちの通学定期乗車券が有効期間終了日から2箇月以内の場合



※通学定期乗車券の使用時には「学生証等」の携帯が必要です